



[様式第3号]

資料提供年月日	令和5年3月30日	
問い合わせ先	課名	産業廃棄物対策課
	電話	直通 803-1304 内線 3930
担当者	職名・氏名	課長 横山
	職名・氏名	係長 佐藤

## 広 報 連 絡

- 1 件 名 産業廃棄物処理業者に対する行政処分の実施について
- 2 趣 旨 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物処理業者に対し行政処分を行いましたので、お知らせします。
- 3 内 容
  - (1) 被処分者  
名称 有限会社山縣商店 代表取締役 源 直昭  
所在地 岡山市中区新築港1番地の1
  - (2) 処分内容  
産業廃棄物収集運搬業の事業の全部停止90日間  
(令和5年3月30日から令和5年6月27日まで)
  - (3) 行政処分年月日  
令和5年3月30日
  - (4) 処分理由  
産業廃棄物処分業許可を有していないにもかかわらず、排出事業者から産業廃棄物の処分を受託し、法第14条15項の規定に違反したため。
  - (5) 行政処分の根拠  
法第14条の3第1号
  - (6) 行政処分に係る許可
    - ア 許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
    - イ 許可番号 第08310071263号
    - ウ 許可年月日 平成12年7月21日（新規許可年月日）
    - エ 取り扱う産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類 以上8種類  
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)